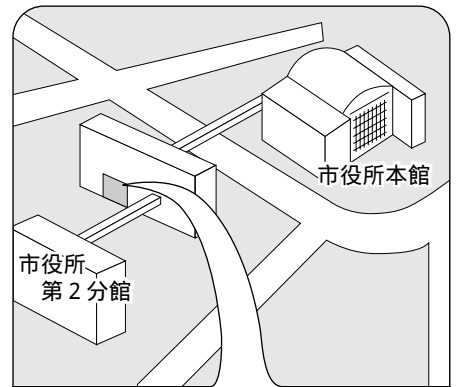


賢い暮らしを応援します

消費者のための 消費生活センター



市役所第1分館1階
☎228-8100
FAX 228-8108
月曜～金曜午前8時半～午後5時15分

利殖商法

商品相場・証券など

アポイントメント セールス

アクセサリー・絵画など

点検商法

床下換気扇・布団など

有料サイト利用料の 架空請求

携帯電話・インターネットなど

資格商法

資格取得などの教材
や講座など

実験商法

浄水器・掃除機など

しっかり選ぼう
消費者の知恵で

内職商法

パソコン作業などの在宅ワー
クの資格取得用講座・教材

さまざまな手口の悪質
商法が増えています。
おかしいな?と思った
ら早めに消費生活セン
ターにご相談ください。

こんな時お役にたちます

消費生活相談

商品やサービスへの苦情、悪質
商法などに対する相談、クーリ
ング・オフや中途解約の相談を受け
付けています。

平成15年度に市消費生活センタ
ーに寄せられた相談は、6,310件で
14年度の約1.9倍と急増しました。

講座の開催

くらしの一日教室
くらしに関わるテーマについて
さまざまな講座を開催しています。
商品テスト教室
食品の糖分・着色料・添加物の
有無や身近な商品についてテスト
します。

情報提供

くらしに役立つ図書、資料、ピ
デオなどを自由に閲覧できます。
また、貸し出しもしています。
設置してあるパソコンを使って
消費生活に関する情報を得るこ
ともできます。

くらしのレポーター

毎年、40人のレポーターを委嘱
し、消費生活に関する意見・要
望・情報提供などを寄せてもらっ
ています。レポーターは毎月スー
パーなどで価格調査を行い、研修
会や施設見学を通して消費生活に
関して学んでいます。

講師の派遣

自治会・町内会・会社や学校な
どの各団体が行う、悪質商法をテ
マにした研修会に講師を派遣します。

計量検査

計量器の定期検査や計量に関す
る指導のほか、啓発事業を行って
います。



消費生活豆知識

クーリング・オフ制度って何??

訪問販売で契
約(申し込み)を
した場合、契約
書(申込書)を
受け取った日か
ら8日間以内は
無条件で契約の
解除(申込みの
撤回)ができる
という制度です。



ご存知ですか?
クーリング・オフ

クーリング・オフの方法って?

契約書受領後8日間以内にクーリング・
オフをする旨を書面に書いて、販売会社
に出しましょう。ハガキに書いて簡易書留、
または内容証明郵便にすると確実です。
いずれの場合も必ず控えを保管しておき
ましょう。



ハガキの書き方

年月日、貴社と
の購入契約を
しましたが、解除
いたします。
つきましては、支
払済みの円を至
急返金してください。
なお、商品は早急
に引き取ってください。

